

## 落とし物を受領される方へ

- 拾得物件を遺失者ご本人が受け取りに来ることができないときは、代理の方が受け取ることができます。その場合は、遺失者（委任者）は、「委任状」に必要事項等を記載し、押印してください。

### 「委任状」を記載する際の注意点

記載欄	記載する際の注意点
① 受任者 住所 氏名	遺失者（委任者）は、代理人（受任者）の住所、氏名を記載してください。
② 拾得受理番号	受け取りされる警察署の拾得受理番号を記載してください。
③ 受任者印鑑	代理人（受任者）の押印をお願いします。
④ 年月日	遺失者（委任者）が、代理人（受任者）を決められた日付を記載してください。
⑤ 警察署	受け取りされる警察署名を記載してください。
⑥ 委任者 住所 氏名	遺失者（委任者）の住所、氏名の記載、押印をお願いします。

- ※ 代理人の方（受任者）は、「遺失者（委任者）の身分確認できるものの写し」、「委任状」、「拾得物件預り書」と代理人であるあなたの身分確認できるもの及び印鑑を持って、受け取りにおいでください。